

## 令和5年度こどもエコライフチャレンジ推進事業に関する仕様書

### 1 事業趣旨

本市では、次代を担う子ども達が地球温暖化問題について自ら考え、体験することを通して環境保全の意義、地球温暖化対策の必要性等を学ぶことができる「こどもエコライフチャレンジ推進事業」（以下「本事業」という。）を平成17年度から実施し、平成22年度からは、全市立小学校で実施している。本事業は、子どもの視点からライフスタイルを見直すとともに、家族ぐるみで地球温暖化防止に向けた取組を実践することにより、CO<sub>2</sub>排出量の削減を図ることを目的としている。

令和5年度からは、小学生の学習環境の変化（市立小学校におけるGIGA端末の配備等）に対応するため、令和4年度に構築した診断書電子化システム（以下「システム」という。）を複数校で試行実施したのち、市内の全市立学校で実施する。

### 2 受託業務の内容

#### (1) 冊子「こどもエコライフチャレンジ」（以下「冊子」という。）の作成

この冊子は、本事業に係る授業の受講対象である全児童に配布し、全小学校において実施される授業（事前学習及び振り返り学習）及び児童がエコライフを実践する2～3週間程度の一定期間（以下「取組期間」という。）において活用されるもの。

作成に当たっては、地球温暖化に関する最新情報やSDGsの推進等を、児童に分かりやすく、親しまれるデザインや表現を用いたものとする。

12,000部を印刷すること。

#### (2) 学習用動画・マニュアルの作成

全小学校において実施される事前学習及び振り返り学習の際に、教員による指導を支援する教材として作成するもの。

##### ア 事前学習用動画

小学4年生を対象とし、地球温暖化の現状及びメカニズムをはじめ、省エネ・節電の社会情勢、日常生活での環境保全活動など、地球温暖化問題の基礎について、視覚的に児童に分かりやすく説明する内容とすること。

収録時間は10分程度とすること。

##### イ 振り返り学習用動画

小学4年生を対象とし、児童が、冊子と(3)に記載するエコライフ診断書により、取組期間中の取組を振り返り、家庭における地球温暖化防止に向けたエコライフの実践継続につなげられる内容とすること。

収録時間は5分程度とすること。

##### ウ 学習用マニュアル（システム不具合時の振り返り学習用）

振り返り学習中にシステム不具合等があった場合においても、担当教員が冊子を活用するなどして授業が進められるよう、マニュアルを整備すること。

##### エ 学習用動画の配信

京都市立小学校教職員及び児童が使用する端末(使用ブラウザはMicrosoft Edge、

Google Chrome の両方) から、インターネット回線を通じて視聴可能とすること。

(3) エコライフ診断書 (以下「診断書」という。) の作成

事前学習の授業で習得した知識等を基に、児童が取組期間中に実践した内容について集計・分析したうえで、各児童の診断書を作成する。診断書には、各児童の家庭における地球温暖化防止の取組状況を、取組期間前後や市内全児童の平均と比較できるなど、児童自身の行動変化を分かりやすく記載するとともに、取組を継続していくためのアドバイス等を具体的に記載すること。

なお、(4)及び(5)のとおり、2種類の診断書(電子版及び紙版)を作成すること。

(4) システムの改修(更新及び試行実施含む)及び全校実施

令和4年度に構築したシステムについて、遅くとも令和5年8月末までに市内の全市立小学校でシステムを用いた学習が実施できるよう、次の要件のとおり、システムを改修すること。

ア システムのMicrosoft ログイン対応、追加セキュリティ対応等の更新作業を完了したのち、複数校で試行実施を行うこと。

イ 児童がGIGA端末上でエコライフに関する取組状況を入力することで、電子版診断書(エコライフ診断書の電子データ)が作成できるようにし、即時に振り返り学習を行えるようにすること。

また、作成した電子版診断書を保存する専用のサーバー(以下、「サーバー」という。)を用意すること。

ウ 令和5年度の学習実態把握とサーバー負荷確認のため、各校の振り返り学習会の日程を確認し、記録しておくこと。

エ 振り返り学習を担当する教員が円滑に授業を進められるよう、システム使用方法が簡潔にまとめられた運用ガイド動画及びマニュアル等を作成すること。

オ システム改修にあたっては、市立小学校に配備されているGIGA端末で利用可能なシステムであること。また、サーバーは、授業で利用する際に想定されるアクセスに耐えうるものとする。

カ システム改修にあたっては、京都市情報セキュリティ対策基準及び京都市教育委員会情報セキュリティ対策基準を順守し、本市が要求する情報セキュリティ水準を満たすこと。

キ システム内で取り扱う個人情報の漏えい、改ざん、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じるとともに、個人情報管理責任者を置くこと。

ク システムの運用及び保守について、システムの管理、運用、システム利用に係る学校現場向けの支援を円滑に行うため、運用業務の統括者、電話及び電子メールによる連絡窓口を有した運用・サポート体制を整備すること。

システムの不具合の修正は、保守の範囲として対応すること。また、障害等発生時において、ソフトウェアベンダーへの確認等が必要な場合は、受託者において行うこと。

(5) 紙版診断書の作成及び配送

振り返り学習後、入力データに基づき、各児童の紙版診断書を作成し、各校へ配送

する。

配送の際、誤記載の発生を防止するチェック体制を確立すること。

(6) 小学校への対応

事前連絡、調整は、各校の担当教員へ電子メールによる送信などの確実な方法で行い、実施に当たっての情報伝達・共有をすること。なお、市立小学校の事前連絡・調整については、京都市教育委員会事務局指導部学校指導課（以下「学校指導課」という。）の協力を得られるものとする。

また、年度途中の児童の転出入状況を把握するため、全児童の Microsoft アカウントリストを京都市教育委員会事務局学校事務支援室から提供を受け、紙版診断書等の送付に漏れがないか確認すること。

(7) 運営会議の開催

業務の円滑な遂行のため、本事業に関係する地球温暖化対策室、学校指導課等との関係者会議を月 1 回程度開催し、議事録を作成すること。

会議では、事前学習の実施校数等、その時点における事業実績を報告すること。

(8) 実績報告書等の作成

本業務に関する実施報告書については、令和 6 年 3 月末日までに提出すること。実施報告書には、令和 5 年度の業務の履行結果とともに、令和 6 年度以降の当該業務に関する将来展望とその具体的手法等についても記載すること。

様式は問わないが、視覚的に要点が分かりやすいように工夫すること。

(9) 私立小学校への対応

市内私立小学校から同事業の実施意向が示された場合は、学校の要望を踏まえつつ実施すること。実施にあたっては、地球温暖化対策室と協議のうえ、円滑に実施できるよう工夫すること。

(10) 京都市の脱炭素先行地域における特別授業への対応

京都市の脱炭素先行地域に関する小学校等への特別授業について、必要に応じて実施に協力すること。実施にあたっては、地球温暖化対策室と協議すること。

### 3 事業スケジュール

本市及び関係機関との協議・調整の下、次のスケジュールに基づき、事業を遂行すること。

《全体スケジュール》

4 月～5 月 市内全市立小学校に対する希望実施時期調査の実施  
冊子及び学習用動画コンテンツ等の作成

5 月末～ 冊子の送付

6 月上旬 事前学習用動画の配信

7 月上旬 事後学習用動画の配信

6 月～2 月 (各学校における事前学習の授業実施)

(各家庭におけるエコライフの実践 (2～3 週間程度))

電子版診断書を使った振り返り学習の授業実施

紙版診断書送付

#### 《システム改修に係るスケジュール》

4月初旬	各校への通知・説明（令和5年度の事業実施・診断書電子化システムの導入について）
5月～6月	システムの試行実施（小学校数校で実施）
6月	システム完成
8月下旬～	各校でシステムを使った振り返り学習の実施

#### 4 履行期間

契約締結の日から令和6年3月31日までとする。

#### 5 報告

履行期間の間に以下の成果品を提出するものとする。

- (1) 委託業務完了報告書（3部及び版下データ）
- (2) 冊子「こどもエコライフチャレンジ」（3部及び版下データ）
- (3) 学習用及び教員向けシステム運用ガイド用動画・マニュアルデータ
- (4) システムの改修（電子診断書作成ソフトの開発）に係る成果物（システムデータ、操作マニュアル等）及び、試行・全校実施に関する報告書

#### 6 留意事項

- (1) 本市担当職員との連絡を密にして業務に当たること。
- (2) 業務の進捗状況については、本市担当職員と協議し、その指示に従うこと。
- (3) 作成した成果物（教材版下データ、学習用動画データ、診断書作成プログラム、委託業務完了報告書等）の一切の権限は本市に帰属する。
- (4) システム構築に関する著作権その他権利については、本市に帰属するものとし、受託者は成果物に関する著作権者人格権を行使しない。
- (5) システム構築において、第三者が権利を有する著作物又は知的所有権等を利用する場合は、受託者の責任において、その権利の使用に必要な費用を負担し、使用許諾契約に係わる一切の手続を行うこと。
- (6) システム構築において、本市に帰属しない著作物がある場合にあっては、受託者は、本市に当該著作物の関連文書を成果物として納入するものとし、この関連文書についても上記(1)及び(2)に準じる。
- (7) 受託者は、本仕様書によるほか、「電子計算機による事務処理等（システム開発・保守）の委託契約に係る共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）に従い本業務を遂行すること。

なお、本仕様書に定める内容と共通仕様書に定める内容との間に相違がある場合は、本仕様書に定める内容を優先するものとする。

- (8) 本仕様書に疑義が生じた場合は、本市担当職員と協議すること。